

子どもへの性暴力をめぐる法改正等と 各機関や組織での対応について



北仲 千里

広島大学ハラスメント相談室

NPO法人 性暴力被害者サポートひろしま

性暴力とは

- 本人が望んでいない/同意していないのに
他人からされる性的な言葉や行動などのこと



自分で決めて
いい。

性的自己決定権 自分がしたい時だけ、
自分がしたい相手とだけすればよいもの

同意(Consent)

「あなたとはOKだよ！」 「今日は、今はOKだよ！」
という場合以外は、無理やりしてはいけないもの。

★ 子どもは別問題

様々なタイプの性暴力

身体に触る性暴力

抱きつく

身体に触る

キスをする

レイプ
(性器、口や肛門)

身体には触らない性暴力

じろじろと体を見る

性的な電話やSNS,メール

声掛け、誘いかけ

のぞき

盗撮

デジタル性被害

ストーキング

露出

精液をかける

誰から？

知らない人から

路上

電車

インターネット上

お店で

知っている人から

家族や親族

夫婦や恋人

職場や学校の人

医療関係

習い事、スポーツ

友達

近所の人

実態 内閣府調査（令和6年）

「不同意性交をされた被害経験」女性 8.1% 男性 0.7%

被害者のうち47.1%は、17歳以下の時期の被害

小学生時代 15.0%

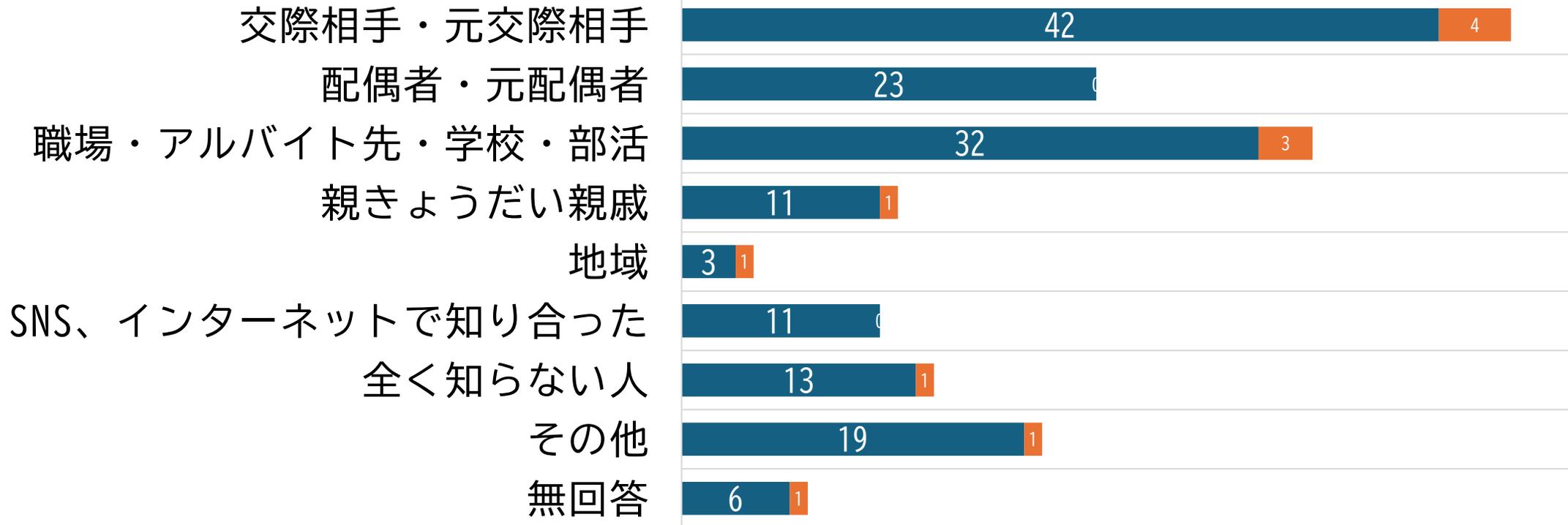
小学校入学前 7.9%

こうした18歳未満の時期の被害の7.1%の加害者は保護者

回答者全体でも 加害者は「知っている人」

■女性 ■男性

%



“暗数” 「ほとんどの人が警察に訴えない」

「警察に相談した」 1.4%

「自分にも落ち度があった」などと、
被害者が自分のほうを責めてしまう

- 警察に届け出しなくても、様々な支援をすることが重要
(妊娠や感染症の対応、相手への対応、心理的ケア、
組織的対応など)

◆世間の反応

- 「個人的なこと」として取り上げない
- スキャンダルとして興味本位で語る
- 報道でも「乱暴」「暴行」などと遠回しに言ったり
- 加害者イメージ：極悪人 と「はめられた」という両極端
- 被害者：若い女性なのだろう、
被害は「暗い夜道」を歩いているときだ という誤解
- 男性は被害に遭わない、傷つかないという誤解

→ だんだん、「する方が悪い」に変わってきた。

ポスターも「気をつけて」 から
「チカン アカン」へ



自分が「カワイイ」と
思った短いスカートによって
性犯罪を誘発してしまいます。
自分だけでなく、
仲間・友達のために
出来ること。

痴漢に
気をつけて！

kanko.



痴漢 目撃 助けたい Q

助ける準備、できていますか？



車内非常通報器を

押して
助ける

乗務員や指令所と
通話ができます



スマホアプリを

見せて
助ける

警視庁緊急アプリ
Digi Police

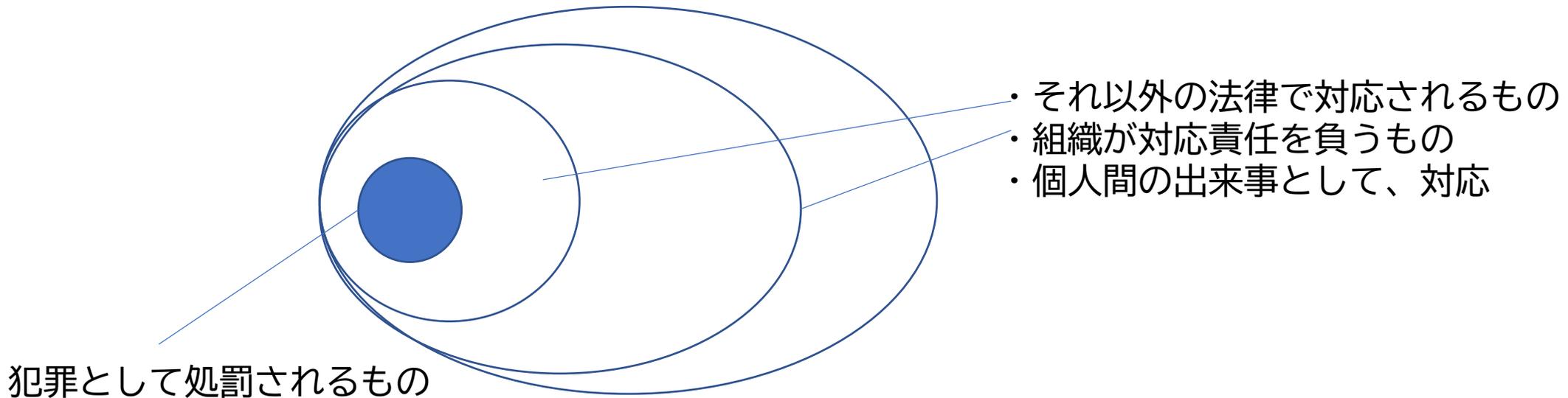


声かけで
助ける



犯罪等いくつかの法令

性犯罪などの法律が新しくなりました。



刑法、県の青少年健全保護条例、ストーカー行為等規制法、性的姿態撮影等処罰法、リベンジポルノ法、男女雇用機会均等法（職場や学校のハラスメント）、児童ポルノ法、児童生徒性暴力防止法
+ こども性暴力防止法

（1）刑法改正（全般）

①レイプや抱きつく・触る等の行為について

刑法上の犯罪になる行為は？

1907年～ 100年以上変わっていなかった

これまでは

「強姦罪」⇒ 2017年の改正で 重罰化

- 強制性交等罪 暴力や脅しをつかってレイプすること
- 強制わいせつ罪 暴力や脅しをつかって、「レイプ以外」の行為

* 「暴行又は脅迫」が要件

「監護者わいせつ罪」 及び 「監護者性交等罪」 (2017年新設)
強姦罪→強制性交等罪へ (暴行脅迫・抗拒不能 要件)
性別の中立化 口腔性交や肛門性交もレイプとみなす

今までの刑法・性犯罪

- 「暴行・脅迫・心神喪失・抗拒不能」
しかも「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの」

私たちの疑問、投げかけ

びっくりして、相手が大きくて、怖くて フリーズ は？

「マッサージであなたを治してあげる、治療なんだよ」

断っても断ってもしつこくて、根負け は？

怪我もあざもないけど、「やめとこ」といって、涙が流れた

2023年7月の刑法改正で 「強制性交等罪」 → 「不同意性交等罪」へ

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」
などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、

「**不同意性交等罪**」や「**不同意わいせつ罪**」として処罰されます。

指や物の挿入もレイプ（不同意性交）になりました。

詳しくは、法務省ウェブサイト

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html

1 ①～⑧のいずれかを原因として、

同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせること、あるいは
相手がそのような状態にあることに乗じること

- ① 暴行 又は 脅迫 「暴行の程度は問わない」
- ② 心身の障害
- ③ アルコール 又は 薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …………… 例：不意打ち
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 …………… 例：フリーズ
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応 …………… 例：虐待による無力感・恐怖心
- ⑧ 経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
…………… 例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、
不利益が生じることを不安に思うこと

2 わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は
相手がそのような誤信をしていることに乗じること

2023年7月の 刑法改正で、「撮影罪」が新設

(性的姿態等撮影罪)

- 「盗撮」や、本人が同意しないのに下着や裸など性的な写真や動画を撮ることは、犯罪です。
- その画像や動画を保存したり、他の人にシェアすることも処罰されます。

サークルの飲み会でお酒を飲まされて…



裸の写真を撮られてしまった…

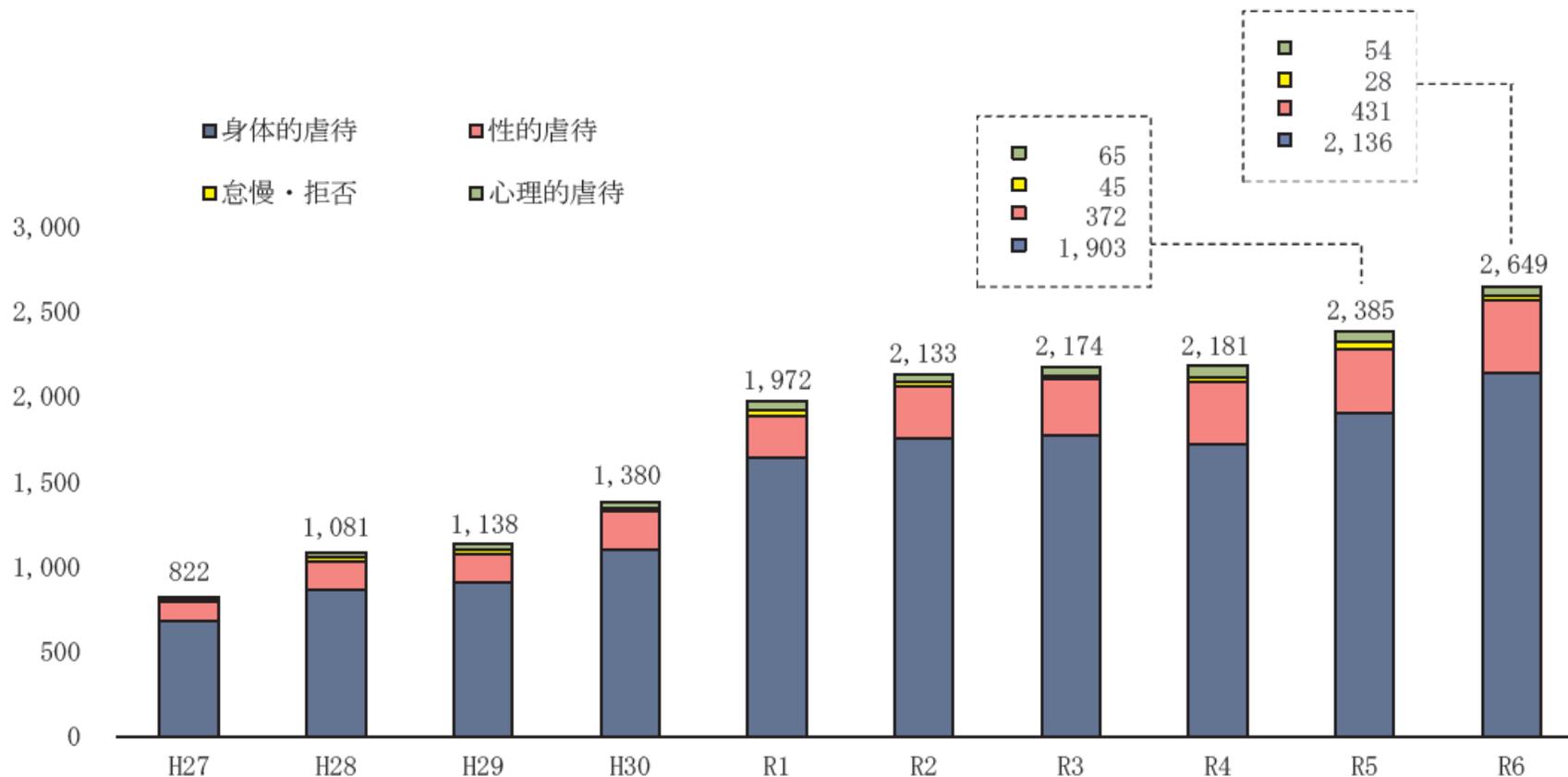
イラスト 法務省性犯罪チラシより

子どもに関すること

①2017年の刑法改正で「監護者強制性交等罪」新設

児童虐待での検挙件数

警察庁統計より



②2023年7月13日 刑法・性犯罪改正で いわゆる「性交同意年齢」の変更

これまで 12才（13才未満）→ 15才（16才未満）へ
12才までは、絶対処罰、
13才～16才未満は、相手との関係が5才差以上で犯罪
(5歳以上年長)

*5才差未満の場合は、通常の性犯罪の規定の方で判断

挿入を伴う性行為だけでなく、
キスや触る行為なども対象となります。

考え方

子どもが被害に遭った場合

- されていることの「性的意味合い」が理解できない
- 性的意味合いは理解できても、性行為をした結果起きること、その影響を理解できない
- 結果として起きること（例えば妊娠や性感染症）に自分で対処できない
- 望んでいなくても、的確に拒絶する方法を知らない

だから、「絶対処罰」になります。

* 「グルーミング」について

「グルーミング(Grooming)とは

- 子どもや若者を操り、搾取し、虐待するために、子どもや若者との関係、信頼関係、感情的なつながりを築くことです。
- グルーミングを受けた子どもや若者は、性的虐待を受けたり、搾取されたり、人身売買されたりする可能性があります。グルーマーは、若者の家族や友人と関係を築き、彼らが信頼できる、あるいは権威があると思わせることもあります。

英国の全国児童虐待防止協会

(National Society for the Prevention of Cruelty to Children, The NSPCC) のウェブサイト より引用

刑法改正 ③オンラインでのグルーミング

(16才未満の子どもに対する面会要求などの罪) 新設

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、**面会要求等の罪**が成立

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

1 わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- ① 威迫、偽計 又は 誘惑 …………… 例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
- ② 拒まれたのに反復 …………… 例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
- ③ 利益供与 又は その申込みや約束 …… 例：金銭や物を与える、その約束をする

2 1の結果、わいせつの目的で会うこと 【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

3 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること 【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

法務省資料より

④ 公訴時効

公訴時効期間の延長（改正）

2023年(令和5年)6月23日から施行

1 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長

- ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → **20年**
- ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …………… 10年 → **15年**
- ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → **12年**

2 1 の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が**18歳に達する日までの期間**に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。

※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。

⑤ 司法面接 録音・録画記録を、刑事裁判の証拠とすることができる。

子どもからの聴取回数を可能な限り少なくする。

刑法改正以外

⑥児童買春、ポルノ禁止法（2014年改正）

- 児童ポルノの製造や流通、不特定/多数の者への児童ポルノの提供・公然陳列

+

（改正後）

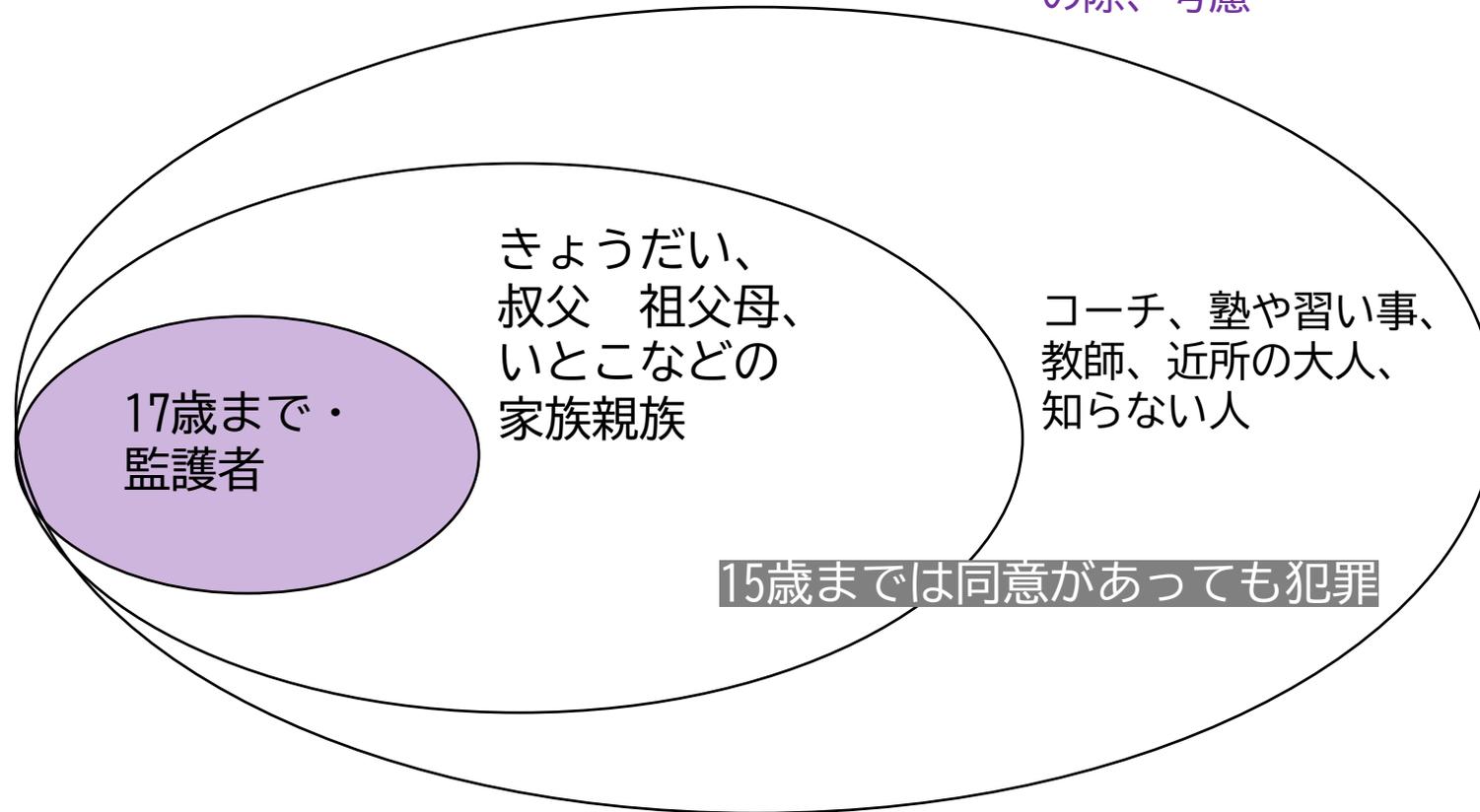
- いわゆる「単純所持」（性的好奇心を満たすために自分の意思で児童ポルノを所持した者）も罰せられる。

※自画撮りを送らせることも頻発。

ただしAI生成やアニメなど実在しない児童の画像には法律は追いついていない。

大人から子どもへの性暴力の加害者

白いところ：処罰は、
刑法の不同意性交等罪／わいせつ罪
ただし、「立場による影響力」要素が不同意の判断
の際、考慮



児童虐待、
刑法の監護者性交等罪／わいせつ罪
(同意があっても犯罪)

学校に関する法律

学校に関する法律

- ⑦ 「児童生徒性暴力防止法」
(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律)
2022年4月1日施行
(+保育士にも類似の規制)

- ⑧ 「こども性暴力防止法」

教員など子どもと接する仕事に就く人 の特定性犯罪歴を確認する日本版DBS制度 2026年12月25日施行予定



「児童生徒性暴力防止法」

指針や状況を、文科省が動画で発信
教育実習生にも見せています。

<https://www.youtube.com/watch?v=pSMhzMX2J8k>

法律の主なポイント

- 教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものである。

それは、

- 懲戒免職の事由となり得るだけでなく、
 - 児童生徒等・保護者からの教員に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるもの
-
- **教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。**

この法律でいう「性暴力」

通常は性暴力は同意しない性的な言動ですが、この法律で言う「児童生徒性暴力」は、刑法や児童ポルノ法、撮影罪など法律に反する行為に加えて、同意の有無を問わないものも追加されています。

- 児童生徒等を著しく羞恥させ、不安を覚えさせるような 以下のような行動
 - イ 衣服などの上から又は直接に、人の性的な部位その他の身体に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影（カメラを向ける、設置すること）

児童生徒等の心身に有害な影響を与える、性的羞恥心を害する言動

この法律の適用範囲

- 学校＝幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等学校、特別支援学校 並びに幼保連携認定こども園
- 「教育職員」＝ これら学校の教員や校長、教頭、園長、実習助手及び寄宿舍指導員など
 - * 学校で子どもに接するこの他の職員にはこの法を準用
- 「児童生徒」とは、
学校に在籍する幼児、児童又は生徒 + **十八歳未満の者**

この法によって、

学校は、必要な措置を講ずる責務がある

- 懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底
- 早期発見、適切かつ迅速な保護 そのための定期的な調査など

- 教育職員等を任命し、又は雇用する者は(免許取り消し者の)データベースを活用する

参考 教員免許の失効・取り上げ(教員免許法)

- 禁錮以上の刑
- 懲戒免職の処分を受けたとき
- 分限免職の処分を受けたとき など

⑧「こども性暴力防止法」 (“日本版DBS”)

- 2024年6月19日成立、2026年12月25日施行予定

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)

- 学校には、「早期把握」「相談体制」「調査・保護」「従事者への研修」「特定性犯罪前科の有無の確認」が義務付けられる。

【特定性犯罪とは】

不同意わいせつ・不同意性交、児童買春、児童ポルノ所持、盗撮、痴漢、未成年淫行など

- 勤務形態に関わらず必ず確認対象：
教員、部活動指導員、スクールカウンセラー
(保育所：園長、保育士)
- 実態を踏まえて対象か判断：
事務職員 スクールバス運転手 警備員など

特定性犯罪 前科の確認対象

- ㊦ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
- ㊧ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）10年
- ㊨ 罰金：刑の執行終了等から10年

前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれあり

・・・ → 教育、保育等の業務に従事させないなど

義務対象（公立・私立問わず） 「安全確保措置」「情報管理措置」

学校 認可保育所 認定こども園
児童養護施設 障害児施設 など

【認定対象】

認可外保育施設

放課後児童クラブ

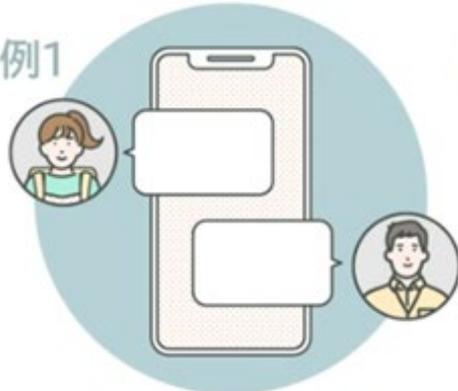
学習塾

スポーツクラブなど

問題は児童と教員の適切な「距離感」

性暴力とは？

例1



生徒と SNS 上で
私的なやり取り

例2



私物スマートフォンで
園児の写真撮影

例3



休日に生徒と
二人きりで会う

➡ エスカレートすると性暴力につながる 『不適切な行為』

学校等で相談を受ける体制の強化について

子どもどうしの性被害は いじめ事案

①被害児の安全・安心の確保・ケア、

②加害児への教育・指導・ケア

+ ③被害を避ける教育が必要

被害を発見し、被害者を救うには

相談しやすいところに、相談してくれること。

「信頼できる大人」に相談してくれる

相談を受け止められる大人が、あっちにもこっちにもいる

状態が大切です。

相談は ≠ 「告発・通報・苦情申立て」

多くの相談者の気持ち

これは、自分が悪いんだろうか。それとも相手が悪いのか。

誰にも知られたくない。

親には知られたくない。

気持ち悪い、怖い、あまり深く考えたくない。

思い出したくない。なかったことにして忘りたい。

これ以上続かないように、どうしたらよいのか。

この後、どうなるんだろう。不安。



そこで、悩みを打ち明けられた大人は・・・

相談を受け止める。(二次被害をしないで)

同時に、

状況の判断をする必要があります。

- 「誰にも言わないで」秘密のままにしている
いいのか
- 犯罪に該当する可能性はないか
- 児童虐待として通報しないとならないかどうか
- その子はいま、安全か
- 医療につなぐ必要性・緊急性はあるか

もし、重大事件で(犯罪や懲戒) 事実確認が必要となった場合

◇学校で調査する場合

様々な配慮が必要

性別や人数の配慮 部屋・空間の配慮

きちんと聞くべきこと、言葉を準備 & 記録

まずは被害者から聴取 + 保護者への対応

※警察が動いても動かなくても、

学校でしか取り組めないことがある

性被害を受ける子どもと性別（ジェンダー）について

- 性的マイノリティの子どもは、それゆえに性的いじめ、からかいを受ける
- 大人から子どもへの性被害では、少年もたくさん被害に遭っているのではないかと思われる（しかし、言えなかったり、「同性愛なのか」などよけいに悩んだりする）
- 集団のノリでの性的遊びというものがある（特に男子）

二次的アクシデントへの対応

- 性的画像シェア関係で加害者になってしまう
- 噂が広がる
- 性的画像をみんなに見られてしまう

学校の対応の残念な例

- いきなり両者を会わせて「謝罪の場」を持った。
- 加害者処罰や説諭（&謝罪）をせずに、全生徒に説明の場を持つ。
- 配慮のないリアクション、被害者を説教
- 先生の加害行為が表に出た場合 他の生徒や親から擁護論
- 生徒間の噂がひろがるのを放置
- 起きた場所が学外だったから、「学校は何もしません」
- 被害児が学校に行けなくなる
- 不信感をもった子どもの親と、学校との緊張関係が高まる
- 聴いた大人が外部機関にだけ相談し、学校内では何もしなかった
- 学校はちゃんと対応したが、本人に説明不足

6.性暴力ワンストップセンターについて

警察に行こうかどうしようかの相談

警察に行かなくても証拠保管

妊娠・性感染症の検査、緊急避妊薬等

心理的ケア

弁護士への相談

警察や各機関への同行

公費負担も

対象：全ての性別

おつかれさまでした。

